

○厚生労働省令第九十七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

<p>(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官)</p> <p>第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。</p> <p>2 〵 9 (略)</p> <p>(健康危機管理・災害対策室及び研究企画官)</p> <p>第六条 厚生科学課に、健康危機管理・災害対策室及び研究企画官一人を置く。</p> <p>(削る)</p>	<p>(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官)</p> <p>第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。</p> <p>2 〵 9 (略)</p> <p>(医療イノベーション推進室及び健康危機管理・災害対策室並びに研究企画官)</p> <p>第六条 厚生科学課に、医療イノベーション推進室及び健康危機管理・災害対策室並びに研究企画官一人を置く。</p> <p>2 医療イノベーション推進室は、厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する事務のうち、研究の成果の実用化によるイノベーションの創出に特に資する分野に係るものの総括に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 医療イノベーション推進室に、室長を置く。</p> <p>4 〵 6 (略)</p>
<p>(国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官)</p> <p>第十三条 医療経営支援課に、国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び調査官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 国立ハンセン病療養所対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〵 十 (略)</p> <p>3 国立ハンセン病療養所対策室に、室長を置く。</p>	<p>(国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官)</p> <p>第十三条 医療経営支援課に、国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び調査官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〵 十 (略)</p> <p>3 国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室に、室長を置く。</p>

4 5 7 (略)

(医療機器政策室及び首席流通指導官)

第十六条 医薬産業振興・医療情報企画課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。

2 医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(医薬・生活衛生局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)

二 医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関すること(研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

3・4 (略)

(治験推進室)

第十七条 研究開発政策課に、治験推進室を置く。

2・3 (略)

(削る)

(削る)

(健康対策企画官及び保健指導官)

第二十条 健康課に、健康対策企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。

(削る)

(削る)

4 5 7 (略)

(医療機器政策室及び首席流通指導官)

第十六条 経済課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。

2 医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(医薬・生活衛生局及び研究開発振興課の所掌に属するものを除く。)

二 医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関すること(研究開発振興課の所掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

3・4 (略)

(治験推進室及び医療情報技術推進室)

第十七条 研究開発振興課に、治験推進室及び医療情報技術推進室を置く。

2・3 (略)

4 医療情報技術推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関すること。

二 医療技術の評価に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

5 医療情報技術推進室に、室長を置く。

(予防接種室並びに健康対策企画官及び保健指導官)

第二十条 健康課に、予防接種室並びに健康対策企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。

2 予防接種室は、予防接種の実施に関する事務をつかさどる。

3 予防接種室に、室長を置く。

2・3 (略)

(労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官)

第三十条の二 労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人を置く。

2・3 (略)

(削る)

4・5 (略)

(就労支援室及び建設・港湾対策室)

第四十七条 雇用開発企画課に、就労支援室及び建設・港湾対策室を置く。

2・3 (略)

(削る)

4・5 (略)

(削る)

第五十一条 削除

(児童福祉調査官)

第五十三条 総務課に、児童福祉調査官を置く。

4・5 (略)

(労働条件確保改善対策室並びに調査官、医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官)

第三十条の二 労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室並びに調査官、医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人を置く。

2・3 (略)

4 調査官は、命を受けて、労働条件政策課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

5・6 (略)

(就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室)

第四十七条 雇用開発企画課に、就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。

2・3 (略)

4 農山村雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農山村における雇用機会の確保に関すること。

二 林業労働者の雇用管理の改善に関すること。

5 農山村雇用対策室に、室長を置く。

6・7 (略)

(多様な働き方推進室)

第五十一条 有期・短時間労働課に、多様な働き方推進室を置く。

2 多様な働き方推進室は、短時間労働者及び有期雇用労働者と通常の労働者との均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3 多様な働き方推進室に、室長を置く。

(少子化総合対策室及び児童福祉調査官)

第五十三条 総務課に、少子化総合対策室及び児童福祉調査官を置

(削る)

2| (削る)
(略)

く。

2| 少子化総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一| 少子化対策に関すること。

二| 子ども家庭局の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。

少子化総合対策室に、室長を置く。

4| 3| (略)

（厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改正後</p>	<p>(審議官) 第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十一項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。</p>
<p>改正前</p>	<p>(審議官) 第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。</p>

(国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正)

第三条 国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令(平成十三年厚生労働省令第七十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	<p>(審議官)</p> <p>第二条 国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十一項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。</p>
改正前	<p>(審議官)</p> <p>第二条 国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。</p>

(臨床研究法施行規則の一部改正)

第四条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(実施計画の軽微な変更の範囲) 第四十二条 法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一 七 (略) 八 前各号に掲げる変更のほか、特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たって留意すべき事項に影響を与えないもの</p>	<p>(実施計画の軽微な変更の範囲) 第四十二条 法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一 七 (略) 八 前各号に掲げる変更のほか、特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たって留意すべき事項に影響を与えないものとして厚生労働省医政局長が定めるもの</p>

附 則

この省令は、令和四年六月二十八日から施行する。